

入湯税特別徴収の手引

長野市

目次

1	はじめに	1 ページ
2	入湯税の概要	2 ページ
3	納税義務者	3 ページ
4	課税免除	3 ページ
5	税率	6 ページ
6	徴収の方法	6 ページ
7	特別徴収義務者	6 ページ
8	特別徴収の手続	6 ページ
9	延滞金、加算金	7 ページ
10	経営申告書の提出	8 ページ
11	帳簿の記載	9 ページ
12	入湯税に係る調査	9 ページ

1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場を利用する入湯客にご負担いただく税金です。

また、地方税法及び長野市市税条例の規定により、入湯税は「特別徴収によること」とされているため、鉱泉浴場の経営者は、特別徴収者として入湯客から入湯税を徴収し、毎月長野市に申告納入する必要があります。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な設備の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯に対し、入湯客に課税されます。

制度の概要

鉱泉浴場	<p>鉱泉浴場とは、原則として、温泉法に規定する「温泉」を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは温泉法により「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガスで一定の温度または物質を有するもの」とされています。</p> <p>なお、温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による鉱泉浴場も入湯税の対象になります。</p>
入湯税の納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税を免除される人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年齢12歳未満の人 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人 (3) 「長野市老人憩の家」の浴場に入湯する人 (4) 利用料金が 1,000円以下（消費税及び地方消費税を除く。）の施設に日帰りで入湯する人 (5) 学校教育上の見地から行われる行事に参加している場合において入湯する児童、生徒、学生及び引率教員等
入湯税の税率	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宿泊客 1人1泊 150円 (2) 日帰り客 1人1日 100円
徴収の方法	特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場を経営する経営者
特別徴収の方法	<p>鉱泉浴場経営者（特別徴収義務者）は、入湯客から入湯税を徴収し、翌月15日までに納入申告書を提出し、納入金（入湯客から徴収した入湯税）を長野市に納入してください。</p>
特別徴収義務者の申告	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉱泉浴場を経営しようとするときは、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記入した経営開始申告書を長野市に提出してください。 (2) 提出した申告書の事項に異動があったときは、その旨を記載した経営変更申告書を直ちに長野市に提出してください。
帳簿記帳義務等	<p>特別徴収義務者は、毎日の入湯客数等必要な事項を帳簿に記載し、帳簿は、その記載の日から1年間保存することが長野市市税条例で義務付けられていますが、可能な限り5年間保存してください。</p>

3 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

温泉を外から運んできて利用する、いわゆる「運び湯」による鉱泉浴場を利用した人も、入湯税の課税対象となります。

4 課税免除

次のいずれかに該当する人については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の人

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人

「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設された日常の用に供されるものをいいます。

「一般公衆浴場」とは、いわゆる「銭湯」のことであり、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を指定している公衆浴場をいいます。（長野県においては、例えば大人（12歳以上）は 500円と指定されています。）

(3) 規則で定めた次の浴場に入湯する人

名称	位置
長野市茂菅老人憩の家	長野市大字小鍋60番地 1
長野市新橋老人憩の家	長野市大字塩生甲2747番地イの 1
長野市石川老人憩の家	長野市大字篠ノ井石川 968番地
長野市松代老人憩の家	長野市松代町東条3581番地1
長野市若穂老人憩の家	長野市若穂保科1185番地

(4) 1,000円以下（消費税及び地方消費税を除く。）の利用料金を支払って日帰りに入湯する人

「利用料金」とは、入館料金、入湯料金、休憩料金等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で『入湯するために必ず支払う必要がある料金で明示されたもの』をいいます。

ア セット料金を利用し入湯した場合

例

入湯料金が大人 1 人 1,100円の施設で、セット料金 1,500円（入湯料金 900円、食事料金 600円と明示されている）を利用する場合

セット料金は入湯料金 900円と明示されていますが、「入湯するために必ず支払う必要がある料金」は入湯料金 1,100円であるため、課税となります。（表示操作による徴収回避と判断するため。）

イ 貸切温泉風呂に入湯した場合

貸切温泉風呂に入湯した場合は、1人あたりの貸切料金を算出し、別途入湯料
金が必要な場合は入湯料金を加算し、課税又は課税免除の判断をします。

(貸切料金/利用人数) + 入湯料金

例

	入湯料金、貸切料金、利用人数	課税の要否
1	入湯料金大人1人 300円、別途貸切料金 1,600円の施設 を大人2人で利用する場合 利用料金/人 = $1,600円 \div 2人 + 300円 = 1,100円$	1人あたりの利用料 金が 1,000円を超え る→課税
2	入湯料金大人1人 700円、18歳未満1人 300円、別途貸 切料金 1,600円の施設を、大人2人、15歳の子1人、11 歳の子1人の計4人で利用する場合 大人：利用料金/人 = $1,600円 \div 4人 + 700円$ = 1,100円 子：利用料金/人 = $1,600円 \div 4人 + 300円$ = 700円	大人2人は利用料金 が 1,000円を超える →課税
		15歳の子は利用料金 が 1,000円を超えな い→課税免除
		12歳未満の子 →年齢により課税免 除
3	貸切料金 2,000円（入湯料含む）の施設を、大人2人で 利用する場合 利用料金/人 = $2,000円 \div 2人 = 1,000円$	利用料金が 1,000円 を超えない →課税免除

ウ 回数券、クーポン券、無料券等を利用した場合

回数券、クーポン券、無料券等を利用した場合は、一回の入湯にかかる金額を
算出し、課税又は課税免除の判断をします。

例

	回数券等の金額、種類	課税の要否
1	入湯料金大人1人 1,100円の施設で、回数券（11枚綴 り、販売価格11,000円）を利用し、入湯する場合 利用料金 = $11,000円 \div 11回 = 1,000円$	利用料金が 1,000円 を超えない →課税免除
2	入湯料金 1,100円の施設に、100円割引のクーポンを 利用して入湯する場合 利用料金 = $1,100円 - 100円 = 1,000円$	利用料金が 1,000円 を超えない →課税免除
3	無料券を利用し、入湯する場合	利用料金が 1,000円 を超えない →課税免除

(5) 学校教育上の見地から行われる行事に参加して入湯する人

ア 「学校教育上の見地から行われる行事」と「児童、生徒、学生及び引率者」の範囲等は次のとおりです。

(ア) 課税免除となる「学校教育上の見地から行われる行事」とは、小学校～高等専門学校にあつては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するもの、大学にあつては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学校教育研究災害傷害保険の支給対象となる「教育活動の範囲（別表1）」をいいます。

(イ) 課税免除となる「学校」は、学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（高専）が対象となります。

専修学校（専門学校など）や各種学校などは対象外です。

(ウ) 課税免除の対象者は、学校教育活動に参加した児童、生徒、学生、引率教員及び学校長が当該教育活動において参加が必要と認めた介助者、看護師等です。

イ 課税免除までの流れ

特別徴収義務者は、入湯税の課税免除を受けようとする学校に、「入湯税課税免除に係る学校教育活動証明書」（以下「学校教育活動証明書」という。）を提出させる。

※ 学校教育活動証明書には、学校長印の押印が必要です。

※ 特別徴収義務者は課税免除を受けようとする学校に事前に説明してください。



特別徴収義務者は、提出された証明書に記載された人数を確認し、入湯税を課税免除する。



特別徴収義務者は、長野市市税条例第144条第3項に規定する納入申告書を提出する際に、当該証明書の原本を添付する。

※ 「学校教育活動証明書」の写しを同条第147条第1項に規定する帳簿と一緒に保管してください。

5 税率

- (1) 宿泊客 1人1泊 150円
- (2) 日帰り客 1人1日 100円

同一の鉱泉浴場であれば入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税が課税されます。

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

6 徴収の方法

入湯税は、特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によって徴収します。

7 特別徴収義務者

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者です。

8 特別徴収の手続

- (1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月1日から末日までの入湯客数、徴収した税額その他必要事項を記載した納入申告書を提出してください。提出時に入湯税納入申告明細書を添付しない場合は、実地調査時まで保管してください。

- (2) 納入書による納入

納入金（入湯客から徴収した入湯税）は、毎月15日までに次の納入場所を通じて納入書により長野市に納入してください。（15日が、祝日・休日や土曜日等で金融機関等が営業していないときは、その翌営業日までに納入してください。）

納入場所

長野市役所	財政部収納課、各支所
銀行	八十二、北陸、長野、各銀行の本店・支店
金庫 組合 農協	長野信用金庫、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用組合、長野県労働金庫の本店・支店、ながの農業協同組合、グリーン長野農業協同組合の本所・支所・支店

※ 金融機関の事情により、納付場所及び手数料等に変更が生じる場合があります。

※ 入湯税の納入はゆうちょ銀行、郵便局では取り扱っていません。

9 延滞金、加算金

納期限までに申告されない場合は、延滞金、加算金が課されます。

(1) 納期限後の申告納入に係る延滞金（地方税法第 701条の11）

入湯税の納期限後に申告納入する場合には、納期限後の翌日から納入した日までの日数に応じて延滞金を加算し、納入しなくてはなりません。

(2) 不足金額の延滞金（地方税法第 701条の10、市税条例第 9 条）

更正または決定があった場合において、不足金額があった場合には、更正又は決定の通知をした日から 1 月を経過した日を納期限とし、延滞金を加算して納入しなくてはなりません。

※ 延滞金の計算方法

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から 1ヶ月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合（平成12年 1月 1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1項第 1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合とします。平成26年 1月 1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第 2項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額が税額に加算されます。

※ 特例基準割合は、毎年12月に告示されます。

(3) 加算金（地方税法第 701条の12、同法第 701条の13、長野市市税条例第 145条）

申告納期限までに申告納入がない場合や、過少申告をした場合等は、延滞金の他に加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合	不足額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%加算)

不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため決定した場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち50万円超300万円以下の部分については、5%を加算、300万円超の部分については、15%を加算)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿などによって故意に税額を免れようとしたとき	納入すべき税額×40%
加算金の 加重措置	<p>下記に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から5年以内に、不申告加算金又は重加算税を課されたことがある場合 前年度及び前々年度の事業年度について、不申告加算金又は不申告加算金に代えて課される重加算金を課される者が更なる無申告行為を行う場合 	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く。)

※上記表は、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用

10 経営申告書の提出

(1) 鉱泉浴場を経営しようとするとき

経営を開始する前日までに、「鉱泉浴場の経営開始申告書」に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、市民税課税制・法人担当に提出してください。

- 1 温泉利用許可書の写し
- 2 料金設定表 (料金設定の詳細がわかるもの)

(2) 経営内容に変更があったとき

提出した「鉱泉浴場の経営開始申告書」の内容に異動があったときは、速やかにその旨を記載した変更申告書を市民税課税制・法人担当に提出してください。

※ 「鉱泉浴場の経営開始申告書」は、入湯税を徴収する必要がない施設（日帰りの施設のみを有し、利用料金が 1,000円以下の施設）であっても、鉱泉浴場を営する全ての営業者に必ず提出していただく必要があります。（市税条例第 146条）

11 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金、入湯税額などの必要な事項を帳簿に記載し、その記載の日から1年間保存しなければならないと定められています。（市税条例第 147条）が、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り5年間保管をお願いします。

12 入湯税に係る調査

入湯税の適正かつ公平な課税に期するため、電話等による口頭での確認のほか、書面による調査、実地調査を年1回行っています。

調査の際には、関係する資料の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

入湯税特別徴収の手引	作成日	平成30年3月27日
	改定日	令和2年1月6日
		令和5年3月31日
		令和6年3月31日

〒380-8152
長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
財政部市民税課 税制・法人担当
TEL:026-224-7056 FAX:026-224-7346

別表 1

学校の種類	活動区分	課税免除となる主な活動内容
小学校、中学校、中等教育学校、高等学校 (全日制、定時制、通信制)、特別教育諸学校、高等専門学校	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	修学旅行(遠足)、集団宿泊活動、職場体験活動、自然体験活動など校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等部活動の一環として参加する行事、練習試合、合宿
大学	正課(講義、実験、実習、演習又は実技による授業)	学外での活動
	学校行事(大学が主催する教育活動の一環としての各種行事)	入学式、オリエンテーション、卒業式等
	学校施設外での課外活動(大学の規則にのっとり所定の手続きにより、大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動)	部、サークルの大会参加、練習試合(対外試合)、合宿